



市民活動Q&A集



平成 24 年度千葉県県民活動促進事業「県民活動基盤強化事業」

監修の言葉

料理も、スポーツも、市民活動も、NPOの運営も、大切なのは、最初は自己流からではなく、基礎をしつかり学び、そのとおりにできるようになってから、独自の工夫を加えること。

活動や団体を始めるとき、

「何がわからないかもわからない」という方、ぜひ、それぞれの質問と回答を、丁寧に読んで、そのとおりなぞって実践してください。

すでに活動や団体を長く続けるベテランのみなさんも、この機会に、基礎をしつかり再確認し、うまくいかなくなっている自己流を正すきっかけにしてください。



川北 秀人

(IIHOE[人と組織と地球のための国際研究所]代表)

目 次

監修の言葉 IIHOE（人と組織と地球のための国際研究所）川北秀人さん	1
この冊子の使い方	5

会 計

1 編集費用の費目は何にしたらよいか	6
2 直行直帰の場合、通勤費と交通費の区分処理は	7
3 管理費の配分基準（収益／非収益）はどうするか	8
4 財産目録や活動届計算書の費目は決まっているか	9
5 グループホームを新たに作るが、会計を明確にするには	10
6 会計をすべて一人で処理しているが	11
7 チェーンソーや中古軽トラックなどの費目は何がよいか	12
8 減価償却はどのようにすればよいか	13
9 決算してはじめて利益が出たことがわかった	14
10 会計帳簿は何年保存すればよいか	15

税 務

1 NPO法人の交際費の考え方は	16
2 委託事業は「請負業」にあたるか	17
3 地域活動支援センターへの補助金は課税されるか	18
4 イベントに対する協賛、後援、広告等の収入は受けられるか	19
5 協力してくれた人に謝礼を支払うには	20
6 派遣した講師の講演料の一部を事務所経費として徴収したい	21
7 法人税法上の「実費弁償」とは	22
8 一時的に1000万円の事業高になるが、消費税の課税事業者になるか	23
9 障害者雇用における税制面の優遇策はあるか	24
10 スポーツ大会運営事業、参加費、副次的収入は収益事業か	25
11 講演者に対する源泉徴収の義務はどちらにあるか	26
12 知的障害者のグループホームは非収益事業か	27
13 講座や研修は収益事業か	28
14 任意団体からNPO法人に繰越金を寄付した場合の税金は	29
15 NPO法人大発行する領収書に収入印紙は必要か	30
16 イベント担当スタッフの報酬はどのように決めたらよいか	31
17 委託事業は収益事業か	32
18 特定非営利活動の範囲内で収益事業はできるか	33
19 法人住民税（均等割）の減免申請はどうしたらよいか	34
20 パートの給与は源泉徴収する必要があるか	35
21 専門家への日当の処理方法は	36
22 指定管理者になった場合、税務の留意点は	37
23 行政からの委託事業の契約で注意することは何か	38
24 個人から寄付を受ける場合の税金はどうなるか	39

労 務

1 役員報酬とは何か	40
2 役員は給与をもらえないのか	41
3 理事長が得る収入は役員報酬か給与か	42
4 NPO法人は雇用保険に加入しなければならないか	43
5 NPO法人の理事は労災保険に加入できるか	44
6 社会保険への取り組みをどうしたらよいか	45
7 就業規則は作る必要があるか	46

法人運営

1 理事や監事の責任が問われる場合は	47
2 会員に対する特典を実施できるか	48
3 地域の信用を得る有効な手立てはあるか	49
4 理事長の独断をどうしたらしいか	50
5 社会福祉法人に切り替えることはできるか	51
6 株式会社へ出資や投資はできるか	52
7 議決権を持つ会員はどの時点で規定されるか	53
8 会員の加入は制限できるか	54
9 総会の議決事項を少なくできるか	55
10 法人に「相談役」を置きたい	56
11 理事からの借り入れはできるか	57
12 不動産を無償で借り受ける場合の留意点は	58
13 理事の選出に選挙は必要か	59
14 理事の代表権の制限について必要な登記とは	60

団体運営

1 借りられる場所を探す手立ては	61
2 公的施設に子どもの居場所をつくりたい	62
3 ボランティアとNPOはどう違うか	63
4 会員を増やすには	64
5 新しい事業を始めたいが同意してもらえない	65
6 イベントの広報や協賛金を集めの工夫は	66
7 団体の収入を増やしていくには	67
8 約束していた手当てが支払えそうにない	68
9 会計担当者が急にやめることになってしまった	69

リスク対応

1 手作りおやつを出す時の衛生管理は	70
2 イベント参加者、当日スタッフの事故への備えは	71
3 団体としてどんな保険をかけねばよいか	72
4 事故が起きた時にどう対処するか	73
5 ボランティアの募集や活動参加の留意点は	74
6 個人情報保護に関して準備しておくことは	75
7 法人の業務でマイカーを使用した場合の責任は	76

活動を始めたい

1 定年後、NPOで活動したい	77
2 著者のコミュニティづくりのNPOを立ち上げたい	78
3 地域で「憩いの場」をつくりたい	79

法人の立ち上げ

1 定款の「事業の種類」の書き方	80
2 NPO法人格を取得するまでの手順	81
3 NPO法人のメリット・デメリット	82
4 会員と会費の設定をどうするか	83
5 「その他の事業」とは	84

所轄庁への事業報告

1 法人としての活動は何もしていないが	85
2 事業報告書に記載する内容	86
3 財産がない場合の財産目録・貸借対照表	87
4 定款で「その他の事業」を規定したが、活動も財産もなし	88
5 事業報告書の役員名簿の記載	89
6 「資産の総額」の計算や事業報告は非収益事業のみでよいか	90

認定NPO法人

1 認定NPO法人とは	91
2 有効期間はあるか	92
3 法人に寄付した者への税制優遇措置とは	93
4 法人自身に対する税制優遇措置とは	94
5 認定NPO法人のメリット・デメリット	95
6 パブリックサポートテストとは	96
7 認定NPO法人となるための要件とは	97
8 仮認定制度とは	98

市民活動支援センター一覧	99
--------------	----



この冊子の使い方

この冊子では、
会計
税務
労務
法人運営
団体運営
リスク対応
活動を始めたい
法人の立ち上げ
所轄庁への事業報告
認定NPO 法人

10 のカテゴリーに分けて、Q&A 形式で NPO に関わる疑問に応えています。

市民や企業からの相談窓口となる市民活動支援センタースタッフ、
既に活動をしているNPO、
これからNPOを立ち上げたいと思う人…
この冊子には、NPOについての基礎的な情報を掲載しています。

本冊子に掲載のない事項について質問がある場合は、
P99～100に記載している連絡先へお問い合わせください。



1 編集費用の費目は何にしたらよいか

Q.

チラシのデザイン、作成を個人に頼んでいるが、編集費用の費目は何にしたらよいでしょうか。

A.

費用の費目は、その団体で特有のものがあれば、それを採用してよいでしょう。あまりこだわることはありません。「チラシ作製費」としてもよく、一般的な「外注費」とするのもよいでしょう。税務的には支払額の 10.21%の源泉徴収（2013 年 1 月 1 日～）することになりますので、注意してください。

2 直行直帰の場合、通勤費と交通費の区分処理は

Q.

従事者の直行直帰の時、その交通費を一括で処理していましたが、どのような考え方で通勤費と交通費の区分処理をすればよいでしょうか。

A.

通勤費部分は給与扱い（非課税枠を超えた部分）になり、事業上の交通費は経費となります。税務上、通勤費の非課税枠が決められていますので、明確にすることが求められています。

通勤部分については、団体の中で合理的な基準を定めることになりますが、例えば、事務所とまったく異なる方向のときは全額交通費、事務所素通りのときは事務所までは通勤費にするなど決めるようしてください。

通勤費：自宅から事務所まで

交通費：事務所から現場等まで

3 管理費の配分基準（収益／非収益）はどうするか

Q.

経費を、事業費と管理費に区分して処理しています。
管理費を収益事業と非収益事業とに配分するにはどのような方法がありますか。

A.

収益事業と非収益事業のどちらにも関係する費用で、明確に区分できないものを按分することになります。

按分方式でもっとも使われているものとしては収益高比率、携わっている人員比率、床面積比率などですが、その団体特有のものがあればそれで配分するようにしてみてはいかがでしょうか。
ただし、一旦決めた配分基準をみだりに変更せず、変更するときは理由を明確にしておいてください。

4 財産目録や活動計算書の費目は決まっているか

Q.

初めて決算および事業報告書を作成しますが、財産目録や活動計算書の費目は決まっているのでしょうか。

A.

勘定科目や費目は一般的なものにはあります。ただし、それを必ず使わなければならないとは決まっていません。会計は、真実な内容を的確に、また、分かりやすく明瞭に表示することが求められますので、それが果たされていれば良いと思います。一般的な費目をよく理解して、法人特有の費目へ応用してはどうですか。



5 グループホームを新たに作るが、会計を明確にするには

Q.

現在、グループホームを運営していますが、もうひとつ作る計画を持っています。その原資は現在のグループホームから生み出されたものであり、そのことを明確にしておくため、別会計にしたいが、その方法はありますか。

A.

決算や事業報告書は、法人はひとつであることから会計処理は一本（公に向けては一つ）することになります。ただし、事業ごとの収支をはっきりさせる意味でそれを区分し会計処理することは何ら問題ありません。事業毎に収入や支出（事業費）を明確に区分集計し、管理費については、区分できないものは按分方式（会計3 参照）を探ると良いでしょう。

6 会計をすべて一人で処理しているが…

Q.

会計事務をすべて一人で行っています。
何か問題はありますか。気をつける点を教えてください。

A.

会計処理は、お金出し入れする人、帳簿整理する人、管理者はそれぞれ別にするのが基本です。しかし人を何人もおくよりもないとすれば、誰が見てもわかるように書類をきちっと作って整理しておくことです。責任者が関係書類をいつでも確認できるようにすることが大切です。

7 チェーンソーや中古軽トラックなどの費目は何がよいか

Q.

森林整備や里山保全をしており、チェーンソー、なた、のこぎり、軽トラックなど必需品を購入しましたが、費目は何がよいでしょうか。

A.

チェーンソー、なた、のこぎりは「器具備品費」、
中古軽トラックは「車両費」がわかりやすいでしょう。

貸借対照表や財産目録でも「器具備品」、「車両」としたほうがよいでしょう。

中古の軽トラックについては、毎事業年度の財産目録への記載は減価償却後の残額を計上することになります（会計8. 参照）。

8 減価償却はどのようにすればよいか

Q.

期末処理として減価償却しなければならないと言われましたが、どのようにすればよいでしょうか。

A.

原価償却は、決算処理のひとつとして行うものです。
固定資産（法人税法上では、長期にわたって使用するもので、購入金額が10万円以上のものと規定されている）に生じる減価額を見積もって帳簿上の価格を減少させ、年度別に費用を配分し、当該年度の損益を正しく明示するためのものです。

NPO法人には基本的に損益という概念はないため、どのようにするか法定されておらず各法人に任せられています。なお、中小企業への特例措置（30万円未満の資産を取得した場合、全額損金算入を認める制度）が収益事業を営むNPO法人にも適用されます。ただし上限金額が300万円とされ、これを超える部分は他の償却方法となります。（2013年1月現在）

少額減価償却資産の損金算入制度

	取 得 額	償 却 方 法
法人税法上での本則	10万円未満	全額損金算入
	20万円未満	3年間で均等償却
中小企業 (含むNPO法人)	30万円未満	全額損金算入 (総額300万円)

（2013年1月現在）

上記取得価格に消費税を含めるか、否かは当該法人の決算書が「税込処理」で作成されているか「税抜処理」で作成されているかによります。

9 決算してはじめて利益が出たことがわかった…

Q.

無償ボランティアに支えられ活動しています。
決算してはじめて利益が出たことを知りました。ボランティアへの交通費など払うことができたんですね。

A.

期末1回の決算はやめましょう。毎月、数カ月ごと、少なくとも期末の1~2カ月前に仮締めし、ボランティアへの交通費など支払いの可能性を確認しましょう。期末決算までのスケジュールをあらかじめ決める 것을お勧めします。



10 会計帳簿は何年保存すればよいか

Q.

会計帳簿は、事業報告書の閲覧期間が経過すれば破棄してよいのでしょうか。何年くらい保存したらよいでしょうか。
PCデータでの保存は可能でしょうか。

A.

法人税法上、会計関連帳簿類は最低7年間は保存する必要があります。また、会計簿とは別に、契約書などは、契約期間中はもちろんのこと、契約終了後でも必要期間は保存する必要があります。特に債権に関わることでは5年、不法行為にかかわることでは20年間保存する必要があるなど、契約内容によって保存年数は異なります。

通称「e一文書法」で、法令で書面により保存等を義務付けられている文書について、電子データにより保存、作成、縦覧、交付することが可能になりました。ただし、管理方法等については専門家に相談してください。

1 NPO法人の交際費の考え方は

Q.

NPO法人の交際費にも税務上の限度額がありますか。
また、注意すべきことは?一人あたりの金額はいくらぐらいから課税されるでしょうか。

A.

一般法人と同様に、NPO法人の交際費の損金算入限度額は400万円です。ただし、「交際費の実支出額」と「限度額」のいずれか低い方の90%が上限となり、実支出額との差額は損金不算入となります。

一人あたり支出額が、5,000円以下の飲食費（役職員間の飲食費は除く）は損金算入することができます。なお、領収書等には、相手先名、人数も記入しておくこと。職員との会食（食事会など）など紛らわしい支出（交際費にあたりそうなもの）については、注意をする必要がありますので、専門家に相談することをお勧めします。

2 委託事業は「請負業」にあたるか

Q.

行政の委託を受けて事業を実施したのですが、税務署に申告する際に、法人税法上の「収益事業」にはあたらないと言わされました。「委託事業」は、法人税法上の収益事業34業種のうちの「請負業」と違うのですか。

A.

本来、「委託事業」は「請負業」にあたると思われますが、企画提案時の見積書から判断して、事業費は「実費弁償」（詳細は税務7.に記載）とみなされたのでしょう。税務署の判断に従うことでよいと思います。その際、担当者の名前を控えておくことをお勧めします。県内の税務署でも見解が分かれる事項もあるからです。



3 小規模作業所への補助金、支援費は課税されるか

Q.

障害者自立支援法に基づく事業（小規模福祉作業所と福祉ショッピング）を行っています。作業所には市から補助金をもらい職員を採用していますが、法人税の納付の義務はありますか。

A.

小規模福祉作業所、福祉ショッピングのどちらも基本的には収益事業として課税対象になります。補助金等で、固定資産の取得または改良に充てるものは非課税となります、単なる経費の補填のためのものは課税対象となります。

4 イベントに対する協賛、後援、広告等の収入は受けられるか

Q.

NPO法人は、毎月または定期的に行う会員との行事（イベント）に対し、協賛、後援、広告（含む、現物供与）等の収入を受けられるでしょうか。

A.

NPO法人は、イベントに関する協賛、後援、広告（含む、現物供与）の収入については基本的に自由に受けることができます。

ただし、税務上、このイベントは定例的に行われていますので、そのときの物品販売等の部分については課税対象になります。



5 協力してくれた人に謝礼を支払うには

Q.

団体の運営に協力してくれた人に対して謝礼をしたいが、税務上の問題はありますか。

A.

不定期で、かつ、少額で、また、規程など内規が整っていれば日当や交通費として支給する方法がよいでしょう。同じ人に対する定期的な支給は給与に該当します。

6 派遣した講師の講演料の一部を事務所経費として徴収したい

Q.

団体から派遣した講師の講演料から、事務所経費として一部拠出してもらいたいが、どのような方法があるでしょうか。

A.

講演料の一部を事務所経費として徴収することについては、いったん全額を所属団体の収入になるようにし、そこから謝礼を払う方式と、個人から経費分を寄付してもらう方式が考えられます。そのためには講師と所属団体との契約内容を決めることが先決です。それによって支払方法が決まることになります。

7 法人税法上の「実費弁償」とは

Q.

法人税法に、収益事業でも非課税となる「実費弁償」というものがあると聞きましたが、どのようなことでしょうか。

A.

委託事業は収益事業に該当する事例が多く見受けられます。委託の形が実費弁償であれば収益事業には当たりません。契約書に、実費弁償であるような内容の文言（例：実支出額と委託料の限度額のいずれか低い金額、余剰金が生じた時には返納するなど）が書かれているかどうかが重要なポイントです。そして事業開始前に税務署長に「非収益事業の確認」をする必要があります。

8 一時的に1000万円の事業高になるが、消費税の課税事業者になるか

Q.

今年度たまたま委託事業（3000万円）の契約（受託）があり、年度を通して収入が1000万円を超えることになりました。消費税の課税事業者になりますか。

A.

一時的でも、1000万円の課税売上の限度額を超えた場合は、その翌々年度は消費税の課税事業者となります。



9 障害者雇用における税制面の優遇策はあるか

Q.

障害者のみを雇用（9名）し事業を行っています。
納税において、何か優遇策はありますか。

A.

法人税法で、障害者雇用が従事者総数の半数以上であれば
非収益事業になります。税務署に対し、非課税事業者である旨、
通知することです。また、法人住民税の均等割部分（市・県民税）
についても減免を受けられますので、所定の手続きを行ってください。

税制優遇



10 スポーツ大会運営事業、参加費、副次的収入は収益事業か

Q.

スポーツ大会運営事業は収益事業にあたりますか。また、参加費、副次的収入や広告収入（HPへの協賛会社名入り）も収益事業となりますか。

A.

スポーツ大会運営事業は非収益事業であり、参加費や副次的収入も非課税扱になります。そのときの広告収入（HPへの協賛会社名入り；課税の範囲にない）も副次的収入とみなすことが出来ます。ただし、資料や本など販売する時は物品販売業として収益事業とみなされます。

11 講演者に対する源泉徴収の義務はどちらにあるか

Q.

多岐にわたる講演を開催していますが、講演者に対する講演料の源泉徴収が大変です。源泉徴収の義務はどちらにありますか。

A.

源泉徴収義務は支払い側にあります。税込で支払額を決めたときはそこから税を差し引いた残額を本人に払うことになります。ただし、受け取り側が、納税地の所轄税務署長から「源泉徴収の免除証明書」の交付を受けていれば支払い側での徴収義務はなくなります。



12 知的障害者のグループホームは非収益事業か

Q.

今年、知的障害者のグループホームを開設しましたが、この事業は非収益事業になりますか。

A.

グループホームは収益事業（社会福祉法人は該当しません）にあたります。したがって、決算にあたっては、日常発生しない減価償却費や金利など期末整理事項を明確にして、税務申告に必要とする損益を正確に計算してください。

13 講座や研修は収益事業か

Q.

講座・研修等の事業は、収益事業になる可能性が高いがどう判定したらよいですか。

A.

委託による講座や研修は収益事業（「請負業」）にあたります。それ以外の一般に募集している講座については、法人税法上の34業種（技芸教授業）の限定列挙項目になければ収益事業に該当しない可能性がありますので、所轄の税務署に確認してください。

法人税法上の34業種

物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席賃業、旅館業、料理店業その他の飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保険業、一定の技芸教授業等、駐車場業、信用保証業、労働者派遣業、無体財産権の提供等を行う事業

14 任意団体からNPO法人に繰越金を寄付した場合の税金は

Q.

任意団体を解散し、新たに作ったNPO法人に繰越金を寄付した場合の税金はどうなりますか？

また、繰越金処理（任意団体側）はどうしたらよいでしょうか。

A.

NPO法人は原則非課税ですので、任意団体からNPO法人への寄付には課税されません。任意団体側の処理の仕方（意思決定手続き）については、解散総会を開催し、NPO法人への寄付を承認したことを明確に議事録に載せることです。そして寄付内容を明示した書類を作成し、NPO法人側へ提示することです。

なお、既存団体がそっくりNPO法人に移行する「法人成り」（同一性が保持されることが原則）の手続きもありますが、一定の確認手続きは団体内で済む利点があります。詳細は税理士にお問い合わせください。

15 NPO法人が発行する領収書に収入印紙は必要か

Q.

NPO法人が発行する領収書には3万円を超えても収入印紙を貼る必要ないと聞きましたが、本当ですか。

A.

NPO法人の場合には、金銭を受領した時に発行する領収書については非課税になるので3万円を超える場合でも、収入印紙を貼る必要はありません。
